

令和7年度丹波市 自治会・自治協議会に関する 補助金、助成金等一覧



もくじ

①	自治公民館等の施設整備関係	1～2
②	地域づくり活動関係	3～4
③	消防・防災関係	5
④	交通・防犯関係	6
⑤	健康・福祉関係	7
⑥	生活環境関係	8～9
⑦	空き家対策関係	10～11
⑧	農林業関係	12～13
⑨	道路・水路整備関係	14～15
⑩	学校関係	15

※ 令和7年4月1日現在の情報です。
各事業の詳細については、担当課へお問い合わせ下さい。
[資料調製] まちづくり部市民活動課 電話：82-0409

事業の名称	事業内容	支援対象(地域・団体)		補助内容	お問い合わせ先
① 自治公民館等の施設整備関係					
自治公民館等施設整備事業補助金	【公民館の新築又は全部改築】 新築又は全部改築の費用のうち建築工事費、設備工事費(用地取得費、造成工事費、外構工事費、備品購入費を除く)の一部を補助します。 ※公共事業による補償費は控除。 ※実施計画による予算の範囲内。 ※新築は、木造24年、鉄骨造34年、鉄筋コンクリート造60年を経過したもの。 ※大規模改修又は修繕後、15年を経過したもの。 ※全部改築とは、既存の建物を取り壊し、更地に戻した場所に建て替えること。	自治会	○	補助率2/5 上限額は以下 (14世帯以下 500万円) (15～24世帯 610万円) (25～34世帯 730万円) (35～44世帯 790万円) (45～54世帯 810万円) (55～64世帯 910万円) (65～74世帯 990万円) (75～84世帯 1,120万円) (85～94世帯 1,250万円) (95世帯以上 1,300万円)	市民活動課 地域協働係 (氷上住民センター) 86-7034(直通)
		自治協議会	×		
	【公民館の大規模改修又は修繕】 改修又は修繕費の一部を補助します。 ※対象事業費100万円以上。 ※新築から15年を経過したもの。	自治会	○	補助率1/5 上限100万円	
		自治協議会	×		
	【運動場又は広場の新設】 用地取得費、造成費、附属施設の一部を補助します。 ※対象事業費100万円以上 ※公共事業による補償費は控除。 ※附属施設は、照明設備及びフェンスに限る。 ※運動場又は広場が250㎡以上に限る。	自治会	○	補助率1/4 上限200万円	
		自治協議会	×		
	【運動場又は広場の大規模改修】 改修又は修繕費の一部を補助します。 ※対象事業費100万円以上。 ※公共事業による補償費は控除。 ※附属施設は、照明設備及びフェンスに限る。	自治会	○	補助率1/5 上限30万円	
		自治協議会	×		
	【運動場又は広場の照明設備新設】 照明新設費用の一部を補助します。 ※対象事業費100万円以上	自治会	○	補助率3/10 上限30万円	
		自治協議会	×		

事業の名称	事 業 内 容	支援対象(地域・団体)			補 助 内 容	お問い合わせ先
地域づくり活動拠点施設整備事業補助金	【新築】 新築費用及び新規建設用地取得費用の一部を補助します。 ※活動拠点施設を有しない等の場合に限る。	自治協議会	自治会	×	補助率2/3 上限3,500万円	市民活動課 地域協働係 (氷上住民センター) 86-7034(直通)
	自治協議会		○			
	【全部改築】 全部改築費の一部を補助します。 ※木造24年、鉄骨造38年、鉄筋コンクリート造50年を経過したもの。 ※大規模改修又は修繕後、15年を経過したもの。		自治会	×	補助率2/3 上限3,500万円	
	自治協議会		○			
	【公共事業に伴う新築、全部改築又は移築】 新築、全部改築又は移築費用の一部を補助します。 ※補償費を差し引いた額		自治会	×	補助率2/3 上限3,000万円	
	自治協議会		○			
【大規模な改修又は修繕】 改修又は修繕費用の一部を補助します。 ※対象事業費100万円以上。 ※構造主体及び主要設備にかかるものに限る。	自治会	×	補助率2/3 上限300万円			
自治協議会	○					
スマートエネルギー導入促進補助金	脱炭素社会の実現に向け、エネルギー利用の最適化、効率化を推進するため、スマートエネルギー化に資する設備を導入する費用の一部を補助します。 ※補助金の対象となる事業 ①太陽光発電システム ②蓄電池(定格容量5kWh以上のものに限る) ③V2H充放電設備 ただし、②及び③の導入は①を既に設置している場合、又は同時に設置する場合に限る。	自治会、 自治協議会	自治会	○	①太陽光発電システム 上限40万円 (1kW当たり4万円) ②蓄電池 定額20万円 ③V2H充放電設備 定額20万円	
			自治協議会	○	補助率2/3 上限200万円	

事業の名称	事 業 内 容	支援対象(地域・団体)			補 助 内 容	お問い合わせ先
② 地域づくり活動関係						
自治公民館活動補助金	自治公民館活動の振興と充実をはかり、元気でうるおいのある住みよい地域づくりを目指すため、様々な学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、文化活動など、地域に根ざした自治公民館の活動に対して補助します。 ※補助金交付の対象となる事業(以下の①・② 両方の事業を実施してください。) ①人権意識を高める学習活動事業 ②地域コミュニティ形成のための事業	自治会、自治公民館	自治会	○	均等割40,000円＋戸数割250円 × 戸数	市民活動課 生涯学習係 (氷上住民センター) 82-0409(直通)
			自治協議会	×		
地域再生アドバイザー派遣事業	集落活動を維持・継続するための取組や、支え合うしくみづくり、地域住民の合意形成や自立、将来構想づくり等を支援するため、専門的知識や経験を有する地域再生アドバイザーを派遣します。 【派遣内容の例】 (1) 集落の現状や課題について話し合う場づくりの支援 (2) 地域資源を活かした取組や自立にむけた地域づくりの支援 (3) アンケート調査や統計データ等、各種調査・分析の支援 (4) その他、地域の再生、活性化にあたって必要な支援	自治会	自治会	○	派遣費用:無料	市民活動支援センター (丹波ゆめタウン2階 市民プラザ内) 82-8683(直通)
			自治協議会	×		
活躍市民によるまちづくり事業応援補助金	市民が主体となった地域課題の解決のための活動や地域活性化につながるような公益的な活動に対し、事業費の一部を補助します。 ※市から他の交付金、補助金を受けている事業は対象外。 ※施設整備費や工事費等ハード事業は対象外。 ※小学校区(青垣、市島地域は旧小学校区)以上の地域を対象とした事業に限る。	自治協議会、市民活動団体 ほか ※自治協議会は地域づくり計画に基づく交付金事業は対象外。	自治会	×	【提案補助金】 補助率2/3(上限30万円) ※公開審査会あり 【応援補助金】 補助率2/3(上限5万円) ※書類審査のみ	市民活動課 地域協働係 (氷上住民センター) 86-7034(直通)
			自治協議会	○		

事業の名称	事業内容	支援対象(地域・団体)			補助内容	お問い合わせ先
男女共同参画推進事業補助金	自治会や自治協議会、市民団体が市内で実施する男女共同参画に関する学習会や啓発事業等に要する経費を補助します。 【対象経費】 講師謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料※食糧費、備品、役員手当、振込手数料等に係る経費は除く。 ※市から他の交付金、補助金を受けている事業は対象外。	自治会、自治協議会、5人以上で構成される市民団体	自治会	○	補助率100% 上限3万円	人権啓発センター男女共同参画推進係(丹波ゆめタウン2階市民プラザ内 男女共同参画センター) 82-8684(直通)
			自治協議会	○		
地域スポーツ振興補助金	地域スポーツの普及や振興に関する事業(運動会等)を展開して、地域住民の健康増進、体力維持向上を図る活動に係る経費を補助します。補助対象事業は要綱の該当団体に限ります。	自治協議会、地域体育振興会	自治会	×	各自治協議会、地域体育振興会の事業数等に応じた予算割当の範囲内	文化・スポーツ課 スポーツ推進係 (春日住民センター) 88-5057(直通)
			自治協議会	○		
緑化資材の提供事業	彩と潤いのある緑豊かな地域づくりと協働による良好な景観づくりを推進するため、地域で植栽活動を行う自治会、婦人会又は老人会等の団体(緑化活動グループ)に対し、花苗等の緑化資材を提供します。	緑化活動グループ (地域で植栽活動を行う自治会、婦人会又は老人会等の団体)	自治会	○	提供資材 公民館や沿道などの公共的な場所で植栽する花苗、肥料及び土壌改良材等 支援限度 1団体上限 年間 12,000円分 (消費税を含む。)	都市住宅課 都市計画係 (春日庁舎) 74-2364(直通)
			自治協議会	○		

事業の名称	事 業 内 容	支援対象(地域・団体)			補 助 内 容	お問い合わせ先
③ 消防・防災関係						
消防施設整備事業補助金	防火水槽、消火栓等の消防施設の整備に対し、経費の一部を補助します。 ①防火水槽を改良又は修繕する事業 ②防火水槽に係る安全柵等を新設、改良又は修繕する事業 ③消火栓を新設、改修又は移転する事業 ④消火栓に係るホース等設備を新設又は更新する事業 条例に基づく丹波市災害対策本部が設置された災害により、被災した防火水槽、消火栓等の消防施設の修繕又は復旧に対し、経費の一部を補助します。 ⑤防火水槽を修繕又は復旧する事業 ⑥防火水槽に係る安全柵等を修繕又は復旧する事業 ⑦消火栓を改修又は移転する事業 ⑧消火栓に係るホース等の設備を復旧する事業	自治会等	自治会	○	①と③は補助率 80%以内 (限度額なし) ②は補助率 80%以内 (水利標識は限度額あり) ④は補助率 80%以内 (限度額あり) ⑤と⑦は補助率 100% (限度額なし) ⑥は補助率 100% (水利標識は限度額あり) ⑧は補助率 100% (限度額あり)	消防総務課 消防団係 (消防本部) 72-2255(直通)
自主防災組織育成助成事業	自主防災組織の育成を図るため、自主防災組織が実施する災害に対する被害防止及び軽減活動に要する経費の一部を助成します。 ①防災資機材の購入(救出救護用、避難用、避難生活用、防災教育用、水防用、消火用及び情報連絡用) ②防災訓練経費(炊出訓練用材料費、防災学習会等の講師謝金及び消耗品	自主防災組織を結成している自治会等	自治会	○	①は助成率 8/10 ②は助成率 6/10 限度額 4万円	市民安全課 防災係 (本庁舎) 82-0250(直通)
自主防災組織強化事業 【令和6年度～8年度までの期間限定事業】	自主防災組織が購入する発電機又は蓄電池の購入経費の一部を助成します。	自主防災組織を結成している自治会等	自治会	○	補助率 8/10	市民安全課 防災係 (本庁舎) 82-0250(直通)
			自治協議会	×	限度額15万円	

事業の名称	事業内容	支援対象(地域・団体)			補助内容	お問い合わせ先
④ 交通・防犯関係						
JR加古川線団体利用者乗車券購入補助金	市民の自主企画による活動で、加古川線を利用した場合、運賃の一部を助成します。 ※JRの市内いずれかの駅で乗車し、加古川線(谷川駅-西脇市駅間)の一部区間を含む旅行であること。	3名以上の団体・グループで、市民	自治会	○	乗車賃購入費 上限1,000円／人 子ども運賃適用者は500円／人	ふるさと定住促進課 公共交通係 (本庁舎) 88-5360(直通)
防犯灯の設置	自治会等からの申請により、防犯灯を設置します。 防犯灯・・・・・・設置間隔はおおむね30m以上 原則、電柱等に取付ます。	自治会等	自治会	○	工事費は市が負担、維持管理費は自治会負担	市民安全課 交通・防犯係 (本庁舎) 82-1532(直通)
			自治協議会	○		
防犯カメラ設置費補助金	自主防犯活動を補完するため、自治会等が防犯カメラを設置する経費の一部を補助します。 ①公道等に常設する防犯カメラの購入及び取付工事に要する経費 ※今までに補助を受けた自治会等は除く。	自治会等	自治会	○	限度額 10万円(1箇所あたり)	市民安全課 交通・防犯係 (本庁舎) 82-1532(直通)
			自治協議会	○		
暴力団排除活動補助金	暴力団排除活動を行う市民団体等に対し、当該活動費用の一部を補助します。 ①暴力団排除活動及び当該活動に関する研修会の開催に要する経費 ②暴力団事務所使用差止等の訴訟に要する経費 ③買取りした暴力団事務所を公益性のある用途に利用するための改修に要する経費	暴力団排除活動を行う市民団体等	自治会	○	①補助率 1/2 (上限 50万円) ②補助率10/10(上限 500万 円) ③補助率 7/10(上限 500万 円)	市民安全課 交通・防犯係 (本庁舎) 82-1532(直通)
			自治協議会	○		

事業の名称	事業内容	支援対象(地域・団体)	補助内容	お問い合わせ先
⑤ 健康・福祉関係				
敬老事業補助金	自治会等が実施される敬老事業に要する経費の一部と補助します(敬老会、グラウンドゴルフ等のスポーツイベント、世代間の交流事業等)	自治会等の敬老事業実施団体	自治会 ○ 〔補助基準額〕 満75歳以上の人数×2,000円、又は補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額 ※「満75歳以上の人数」は、4月1日現在の人数を基本とします。 〔補助金交付申請期間〕 4月1日～翌年の3月31日まで 〔申請時期〕 補助対象事業完了後	社会福祉課 社会福祉係 (本庁第2庁舎) 88-5276(直通)
老人クラブ補助金	丹波市老人クラブ連合会に加盟する老人クラブ(単位老人クラブ)のほか、未加盟であっても自治会内で生きがいや健康づくりのための社会活動を実施されている老人クラブ(地域老人クラブ)にも活動経費の一部を補助します。	自治会内で活動されている老人クラブ	自治会 ○ 〔補助対象経費〕 事業に要する謝礼金、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料 〔補助金額/年額〕 ・単位老人クラブ 30人以上/90,000円 16人以上30人未満/40,000円 15人以下/20,000円 ・地域老人クラブ 30人以上/21,000円 16人以上30人未満/10,000円 自治協議会 ×	社会福祉課 社会福祉係 (本庁第2庁舎) 88-5276(直通)
合理的配慮提供支援事業補助金	合理的配慮の提供に要する費用の一部を助成します。 ①コミュニケーションツール作成費(コミュニケーションボード等) ②手話通訳者等派遣費(年1回限り) ③物品購入費(折りたたみ式スロープ等) ④工事施工費(簡易スロープ、手すり設置等) ※②以外は1項目につき、助成対象者1回限り	自治会 自治協議会等	自治会 ○ 補助率1/2 ①助成限度額 25,000円 ②助成限度額 25,000円 ③助成限度額 50,000円 ④助成限度額100,000円 自治協議会 ○	障がい福祉課 障がい福祉係 (本庁第2庁舎) 88-5263(直通)

事業の名称	事業内容	支援対象(地域・団体)	補助内容	お問い合わせ先
⑥ 生活環境関係				
河川環境整備業務	河川堤防等の草刈り作業について、作業実績に応じて委託料を支払います。	自治会等	委託料 単価8円/㎡ ※同一箇所の実施は、年2回までとします。	土木総務課 管理係 (春日庁舎) 74-2653(直通)
河川愛護活動	地域主体による河川の草刈り(河川環境整備業務対象分を除く)、ごみ拾い、清掃等の活動を支援します。	自治会等	作業人数分の軍手支給	土木総務課 管理係 (春日庁舎) 74-2653(直通)
丹波市薪ストーブ・薪ボイラー設置補助金	【事業概略】 補助対象者となる個人・事業者・公共的団体が、薪ストーブ・薪ボイラーを設置する場合、本体、煙突の購入にかかる経費(設置工事費は除く)の一部を助成します。 【申請受付期間】 令和7年4月1日～令和8年2月2日	公共的団体	【補助率】 本体、煙突の購入にかかる経費の1/3以内(上限20万円) ※補助対象は、1回の設置工事等における補助対象経費が30万円以上のものに限る。	環境課 脱炭素推進係 (本庁舎) 82-1290(直通)
飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金	地域猫活動を実施される自治会等に対して、管理する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の要する費用の一部を助成します。	自治会、自治協議会 ほか地域を基盤として活動している任意団体	猫一匹に対して不妊・去勢手術に要する経費の1/2以内(一匹の猫に対する上限1万円)	環境課 環境係 (本庁舎) 82-1290(直通)

事業の名称	事業内容	支援対象(地域・団体)			補助内容	お問い合わせ先
環境衛生施設改善事業	資源物回収拠点やごみステーションの整備に対して経費の一部を補助します。	自治会等の管理者	自治会	○	【ごみステーション】 補助率50%以内(上限1事業あたり5万円) ※ごみ収集ステーションの新設等で、同一箇所において利用戸数が15戸を超える場合は、15戸を超えることに1事業とみなします。 【資源物回収拠点】 補助率50%以内(上限20万円)	環境課 クリーンセンター係 (丹波市クリーンセンター) 78-9999(直通)
			自治協議会	×		
資源ごみ集団回収奨励金	ごみの減量化と再資源化を図るため、市内の団体等が行う資源ごみ集団回収に対して、奨励金を交付します。 ※対象品目:新聞、雑誌、ダンボール、チラシ、衣類	①市内の資源ごみ集団回収を実施する社会教育関係団体 ②営利を目的としない概ね10世帯以上の市内の団体	自治会	○	1kg当たり5円の奨励金(令和7年度)	環境課 クリーンセンター係 (丹波市クリーンセンター) 78-9999(直通)
			自治協議会	○		

事業の名称	事業内容	支援対象(地域・団体)			補助内容	お問い合わせ先
⑦ 空き家対策関係						
空き家等管理ビジネス補助金	(1)立ち上げ準備事業 市内の空き家等の適正管理に係る活動を行う事業の立ち上げにかかる費用の一部を補助します。 (2)運営支援事業 立ち上げ後の自治組織等が行う事業が軌道に乗るまでの事業費用の一部を補助します。	自治会、自治協議会 ほか地域を基盤として活動している任意団体	自治会	○	1年目: 立ち上げ準備事業+運営支援事業 〔補助率 10/10 限度額20万円〕 2、3年目: 運営支援事業 〔補助率 10/10 限度額10万円(各年)〕	都市住宅課 住宅政策係 (春日庁舎) 74-2364(直通)
			自治協議会	○		
危険空き家及び危険附属建物解体撤去支援事業補助金	危険空き家の所有者から承諾を得た自治会等が、危険空き家の解体撤去及び同一敷地内の立木竹の伐採・草の処理等を行う場合に要する費用の全部又は一部を補助します。	所有者から解体撤去等の承諾を得た自治会等	自治会	○	補助対象経費: 解体撤去・運搬、草木等処理に係る重機・運搬車借上料及び処分費等 〔補助率 10/10 限度額50万円〕	都市住宅課 住宅政策係 (春日庁舎) 74-2364(直通)
			自治協議会	○		
	空き家の所有者から承諾を得た自治会等が、除却後の跡地を地域活性化のために計画的利用する場合に除却に要する費用の一部を補助します。	所有者から解体撤去の承諾を得た自治会等	自治会	○	補助対象経費: 解体撤去するために要する費用 〔補助率 4/5 限度額160万円〕	都市住宅課 住宅政策係 (春日庁舎) 74-2364(直通)
			自治協議会	○		

事業の名称	事業内容	支援対象(地域・団体)			補助内容	お問い合わせ先
空き家利活用地域活性化事業補助金	空き家を所有又は賃借し、地域交流拠点や地域活動若しくはまちづくり活動の拠点又は宿泊体験施設等の地域活性化に資する施設に整備するための費用の一部を補助します。 ※国土交通省が実施する「空き家対策総合支援事業」及び兵庫県が実施する「空き家活用支援事業」の対象となる事業に限ります。	自治会等	自治会	○	補助対象経費： 改修及び設備工事等に要する経費 〔補助率 2/3 限度額666万6千円〕	都市住宅課 住宅政策係 (春日庁舎) 74-2364(直通)
			自治協議会	○		
古民家再生促進支援事業補助金	古民家である空き家を所有又は賃借し、地域活動やまちづくり活動の拠点、宿泊体験施設、チャレンジショップ等の地域活性化に資する施設、又は移住者向け賃貸住宅に再生するための費用の一部を補助します。 ※国土交通省が実施する「空き家対策総合支援事業」及び兵庫県が実施する「古民家再生促進支援事業」の対象となる事業に限ります。 ※移住者向け賃貸住宅への改修は県指定地域のみ対象です。	自治会等	自治会	○	補助対象経費： 改修・設備工事等に要する経費 〔補助率 1/3〕 〔限度額〕 ①対象経費500万円～1000万円未満 250万円(県補助合算で最大500万円) ②対象経費1,000万円～1,500万円未満 400万円(県補助合算で最大800万円) ③対象経費1500万円以上 500万円(県補助合算で最大1,000万円)	都市住宅課 住宅政策係 (春日庁舎) 74-2364(直通)
			自治協議会	○		
住まいるバンク登録促進奨励金	市内の空き家の有効活用、移住定住の促進及び地域の活性化を図るため、自治会や自治協議会から空き家所有者へのはたらきかけにより、丹波市住まいるバンクに空き家の登録にいった場合に奨励金を交付します。	自治会等	自治会	○	奨励金額 1件当り3万円 ※ただし、不良箇所のある空き家については1件当り1万円。	都市住宅課 住宅政策係 (春日庁舎) 74-2364(直通)
			自治協議会	○		

事業の名称	事業内容	支援対象(地域・団体)	補助内容	お問い合わせ先
⑧ 農林業関係				
野猪等被害防止柵等設置事業	農会等が共同利用する次に掲げる防護柵の設置及び補修のために購入した資材費並びに鳥獣被害駆除用わなの購入費の一部を補助します。 (1)金属製柵 (2)電気柵 (3)囲いわな (4)箱わな	農会・自治会等	補助率:資材費の80%以内 (1,000円未満切捨て)	農林振興課 林業振興係 (春日庁舎) 88-5029(直通)
緊急里山林整備事業	自治会からの要望に基づき、人家裏の危険木や竹林の伐採と森林整備を行います。※要望多数の場合は、木の傾き等を現地で確認し、優先度が高いと判断した箇所から順次実施します。	自治会	整備費は市が全額負担するため、所有者や自治会に負担はありません。ただし、整備後10年間の維持管理協定を地元自治会と締結します。	農林振興課 林業振興係 (春日庁舎) 88-5029(直通)
林道整備事業	森林の適正管理を行おうとする自治会等の組織に対して、管理に必要となる林道の補修等に要する費用の一部を補助します。	自治会・林野管理委員会等	林道の改良、補修等に要した工事費の60%(上限120万円)	農林振興課 林業振興係 (春日庁舎) 88-5029(直通)
地域の森林づくり活動支援事業	自治会等が行う里山林保全や林内路網、獣害防護柵設置といった森林整備活動に要する費用を一定の要件に基づいて補助します。	自治会・林野管理委員会等	里山林保全 16万円/ha 路網、獣害柵整備 1,000円/m 資機材整備 1/2以内	農林振興課 林業振興係 (春日庁舎) 88-5029(直通)

事業の名称	事業内容	支援対象(地域・団体)			補助内容	お問い合わせ先
市単独山林出水対策事業補助金	山林からの出水により、家屋の浸水被害を防止するために行う出水対策に係る経費の一部を予算の範囲内において補助します。 (1)山林出水対策事業 (2)山林内土砂貯留施設の新設	自治会ほか	自治会	○	10万円以上の工事に対し、予算の範囲内において、 (1)補助対象事業費の4/10以内(80万円限度) (2)補助対象経費の8/10以内(240万円を限度)	農地整備課 農地整備係 (春日庁舎2F) 88-5158(直通)
			自治協議会	×		
市単独土地改良事業補助金	小規模な農業用施設の更新・補修など、農業生産の増進に寄与するために行う土地改良事業の経費や、ため池の事故防止のための防護柵、看板の設置費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。	水利組合・農会ほか	自治会	○	10万円以上の工事に対し、予算の範囲内において、 (1)農地:補助対象事業費の4/10以内(80万円限度) (2)施設:補助対象経費の5/10以内(100万円を限度) (3)防護柵:補助対象事業費の4/10以内(40万円限度) (4)ため池看板:補助対象事業費の4/10以内(40万円限度) (5)たんぼダム:補助対象事業費の5/10(1箇所につき3万円を限度)※0.5ha以上の取り組みに限る。	農地整備課 農地整備係 (春日庁舎2F) 88-5158(直通)
			自治協議会	×		
市単独補助治山事業補助金	民家裏での山や崖の崩壊など、人命財産等に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある箇所について行う林地崩壊を防止するための事業の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。	自治会ほか	自治会	○	5万円以上の工事に対し、予算の範囲内において、 事業費の3分の2以内の額で、133万3,000円を限度とする。	農地整備課 農地整備係 (春日庁舎2F) 88-5158(直通)
			自治協議会	×		
市単独農林業施設災害復旧事業補助金	農地、農業用施設、林道及び作業道に係る災害復旧のための工事請負費、資材費、建設機械等の借上料に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。	自治会ほか	自治会	○	5万円以上の工事に対し、予算の範囲内において、 (1)農地:補助対象経費の5/10以内 (2)農業用施設:補助対象経費の6/10以内 (3)林道:補助対象経費の6/10以内 (4)作業道:補助対象経費の5/10以内	農地整備課 農地整備係 (春日庁舎2F) 88-5158(直通)
			自治協議会	×		
市単独山林出水施設災害復旧事業補助金	山林出水施設の災害復旧のための工事請負費、資材費、建設機械等の借上料に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。	自治会ほか	自治会	○	10万円以上の事業に対し、予算の範囲内において、 補助対象経費の6/10以内(120万円を限度)	農地整備課 農地整備係 (春日庁舎2F) 88-5158(直通)
			自治協議会	×		

事業の名称	事業内容	支援対象(地域・団体)	補助内容	お問い合わせ先
⑨ 道路・水路整備関係				
法定外公共物整備事業補助金	自治会等で行われる法定外公共物(里道・水路)の改良・改修や修繕に対し、工事費(工事雑費、測量費、用地費、物件補償費等を除く)の一部を補助します。	自治会等	自治会 ○ <請負工事> ① 補助対象となる工事費が10万円以上のもの 補助率:5/10、6/10、7/10以内(上限100万円～140万円) ※ 補助率は、高齢化率・自治会加入世帯数により決定。(一定の要件を満たす生活道路の舗装は7/10以内) 自治協議会 ○ <直営工事> ① 改良・改修や修繕に要する原材料等の購入費が1万円以上のもの ② 改良・改修・修繕に要する機械器具借上料 ※ ①②いずれも補助率:10/10以内(上限10万円)	土木総務課 管理係 (春日庁舎) 74-2653(直通)
法定外公共物災害復旧事業補助金	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、大雨や台風等で被災した道路等の公共土木施設の原型復旧等が災害復旧事業として適用された場合において、同時期に被災した法定外公共物(里道・水路)について、本来の機能を回復するために自治会等が実施する応急措置に対し、工事費(工事雑費、測量費、用地費、物件補償費等を除く)の一部を補助します。	自治会等	自治会 ○ <請負工事> ① 補助対象となる工事費が10万円以上のもの 補助率:8/10以内(上限160万円) 自治協議会 ○ <直営工事> 災害復旧事業に要する資材費及び機械器具借上料 補助率:10/10以内(上限30万円)	土木総務課 管理係 (春日庁舎) 74-2653(直通)
大雪被害による道路通行支障物撤去費助成	丹波市に大雪警報が発令された際に、自治会等が道路(市道及び里道)の除雪作業等を実施された費用の一部を助成します。 ※大雪被害発生から1か月以内の申請が必要です。	自治会	自治会 ○ 助成率:対象経費の1/2以内(各経費ごとに上限あり。) ※1自治会につき年度助成額10万円を限度とします。 自治協議会 ×	土木総務課 管理係 (春日庁舎) 74-2653(直通)

事業の名称	事 業 内 容	支援対象(地域・団体)			補 助 内 容	お問い合わせ先
道路沿い支障木伐採事業	自治会からの要望により、山林から市道に張り出し、通行の支障となっている支障木を根元から伐採します。 (枝葉のみは所有者伐採)	自治会	自治会	○	市の整備事業として実施するため、自治会の費用負担はありません。ただし、山林所有者の同意を得ていただく必要があります。また、事業実施後10年間は地元自治会による維持管理をお願いします。	土木総務課 管理係 (春日庁舎) 74-2653(直通)
			自治協議会	×		
⑩ 学校関係						
丹波市立小中学校閉校記念事業費補助金	小学校又は中学校が閉校することに伴い、閉校記念事業を行う団体に対し、事業費の一部を補助します。 【閉校記念事業費補助金】 閉校記念行事に関する経費、記念品に関する経費 【閉校記念誌発行補助金】 記念誌の印刷製本に要する経費及び記録映像等の作成経費	閉校する校区の住民で構成された組織である自治協議会及び実行委員会等	自治会	×	【閉校記念事業費補助金】 閉校する1校区につき20万円が限度 【閉校記念誌発行補助金】 1団体あたり25万円及び補助対象となる冊数(閉校する校区の行政区に配布する補助金申請日における市広報配布部数が上限)に1冊あたりの単価(1冊あたりの印刷製本費の2／3の額又は1,000円のいずれか低い方の額)を乗じて算出した額を加算した額。ただし、丹波市及び教育委員会保存用で20冊加えること	教育総務課 企画総務係 (山南支所) 70-0810(直通)
			自治協議会	○		